

令和4年度山梨県内の排出量・移動量の集計結果について

山梨県内における PRTR 制度に基づく届出状況（令和4年度把握分）は次のとおりです。

1. PRTR 制度について

【PRTR 制度】

P R T R 制度（Pollutant Release and Transfer Register）とは、多種多様な化学物質がどのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、県を経由して国に届け出て、そのデータを国が集計し、公表する仕組みです。

【対象化学物質】

第一種指定化学物質として指定された 462 物質（令和4年度時点）です。

- ・第一種指定化学物質とは、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に継続して広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質。
- ・そのうち、発がん性等が認められる 15 物質（令和4年度時点）が特定第一種指定化学物質として指定されている。

【対象事業者】

次の3つの要件をすべて満たす事業者は届出を行わなければなりません。

- (1) 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する 24 業種のいずれかに属する事業を営んでいる
- (2) 常用雇用者数が 21 人以上である
- (3) 取扱量等、次のいずれかに該当
 - ア 対象となる化学物質のうち、いずれかの年間取扱量が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）である事業所を有している
 - イ 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している
 - ウ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している
 - エ その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している

【その他】

- 国は、PRTR 届出の対象とならない事業者、家庭、自動車などからの排出量を推計し、公表しています。
- 山梨県では、国の PRTR の公表データと届出対象外の推計データをもとに、県内の化学物質の排出量・移動量を取りまとめ、公表しています。
- PRTR 届出の個別事業所データは、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（nite）のホームページからダウンロードできます。

2. 山梨県内の届出状況等の概要

1 排出把握期間	: 令和4年4月～令和5年3月
2 届出のあった事業所数	: 291件 (全国: 32,209件 県/国: 0.9%)
3 届出排出量・移動量 (内訳)	: 2,282トン (全国: 369,395トン 県/国: 0.6%)
①環境への排出量	: 1,255トン (全国: 122,313トン 県/国: 1.0%)
-大気への排出	: 1,244トン
-公共用水域への排出	: 11トン
-事業所における土壌への排出	: 0トン
-事業所における埋立処分	: 0トン
②事業所から出された移動量	: 1,026トン (全国: 247,081トン 県/国: 0.4%)
-水道への移動	: 1トン (約0.5トン)
-事業所外への廃棄物としての移動	: 1,026トン
4 国が行った届出外排出量の推計 (内訳)	: 1,672トン (全国: 186,938トン 県/国: 0.9%)
① 移動体からの排出量の推計	: 647トン (構成比: 38.7%)
② 家庭からの排出量の推計	: 277トン (同: 16.6%)
③ 非対象業種からの排出量の推計	: 392トン (同: 23.5%)
④ 対象業種からの届出外排出量の推計	: 356トン (同: 21.3%)

* 「県/国 (%)」は当該項目の全国に占める山梨県の割合です。

「構成比 (%)」は、当該項目の山梨県全体に占める割合です。

* 数値や比率 (%) は四捨五入により端数処理しているため、合計値と内訳の和が合わない場合があります。

3. 山梨県内の届出状況等の詳細

(1) 業種別の届出状況

業種別に見た届出状況		
(単位:事業所)		
業 種	R5年度届出数	R4年度届出数
製造業	114	115
食料品製造業	9	8
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1
酒類製造業	3	3
繊維工業	1	1
衣服・その他の繊維製品製造業	1	1
木材・木製品製造業	1	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2
出版・印刷・同関連産業	5	5
化学工業	7	6
医薬品製造業	1	1
石油製品・石炭製品製造業	4	4
プラスチック製品製造業	11	12
ゴム製品製造業	1	1
窯業・土石製品製造業	4	4
非鉄金属製造業	4	4
金属製品製造業	14	14
一般機械器具製造業	10	13
電気機械器具製造業	20	20
電子応用装置製造業	2	2
電気計測器製造業	1	1
輸送用機械器具製造業	7	8
精密機械器具製造業	2	2
医療用機械器具・医療用品製造業	2	1
その他の製造業	1	0
下水道業	23	23
石油卸売業	5	5
燃料小売業	128	127
自動車整備業	2	2
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	12	12
産業廃棄物処分業	4	4
自然科学研究所	3	3
合 計	291	291

(2) 届出排出量・移動量の集計結果

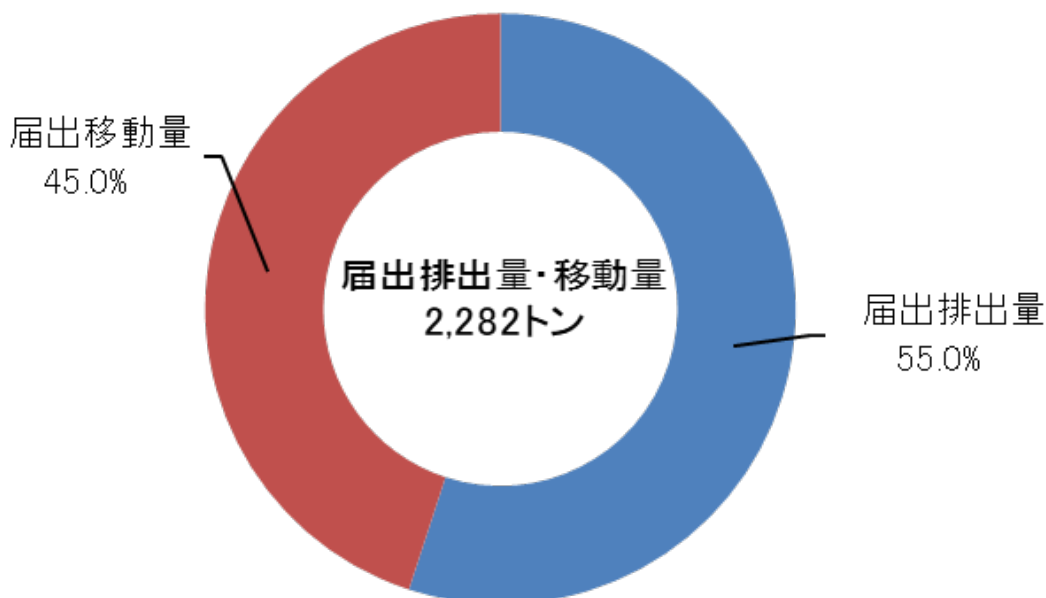
ア 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった総届出排出量・移動量は 2,282 トンであり、内訳は総届出排出量 1,255 トン、総届出移動量 1,026 トンとなっています。

総届出排出量の内訳は、大気への排出 1,244 トン（構成比：99.1%）、公共用水域への排出 11 トン（同：0.9%）となっています。また、総届出移動量は、下水道への移動 1 トン（同：0.1%）、事業所外への廃棄物としての移動 1,026 トン（同：99.9%）となっています。

	R4年度(トン)		R3年度(トン)	
	トン	県/国(%)	トン	県/国(%)
届出排出量・移動量	2,282	0.6	2,273	0.6
届出排出量	1,255	1.0	1,254	1.0
大気への排出	1,244	1.1	1,240	1.1
公共用水域への排出	11	0.2	14	0.2
事務所における土壌への排出	0	0.0	0	0.0
事務所における埋立処分	0	0.0	0	0.0
届出移動量	1,026	0.4	1,019	0.4
下水道への移動	1	0.1	0	0.1
事業所外への廃棄物としての移動	1,026	0.4	1,018	0.4

届出排出量・移動量の構成

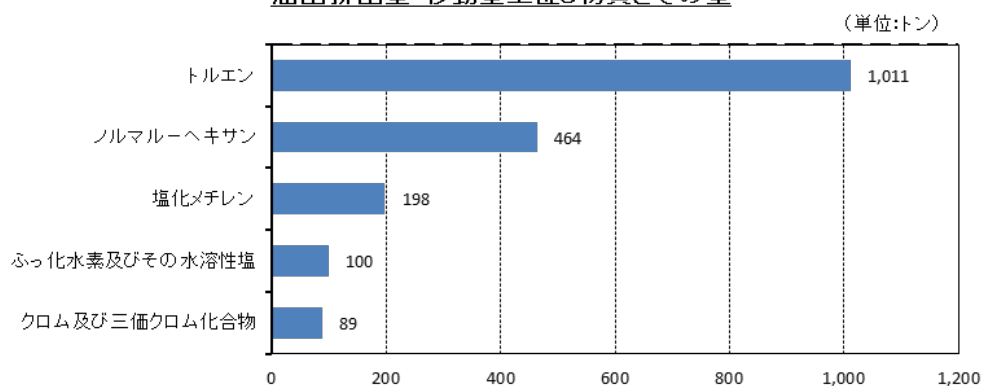


イ 届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位 5 物質の合計は 1,862 トンで、総届出排出量・移動量 2,282 トンの 81.6%に当たります。

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R3年度(トン)	県/国(%)
① トルエン	1,011	44.3	1.2	988	1.1
② ノルマルーヘキサン	464	20.4	3.5	394	2.9
③ 塩化メチレン	198	8.7	1.3	209	1.4
④ ふっ化水素及びその水溶性塩	100	4.4	1.4	166	1.7
⑤ クロム及び三価クロム化合物	89	3.9	0.4	76	0.3

届出排出量・移動量上位5物質とその量

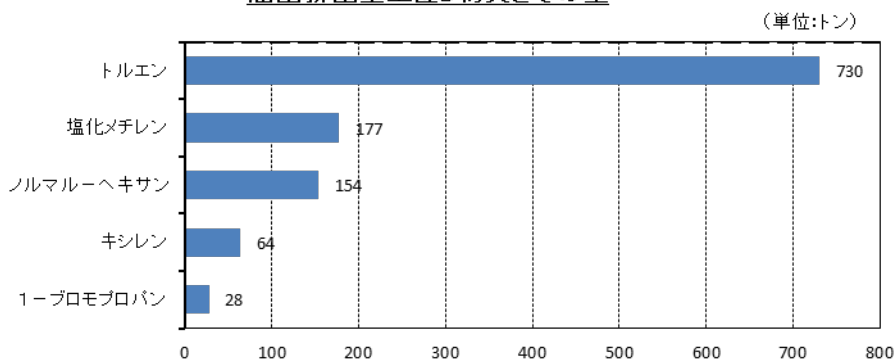


ウ 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位 5 物質の合計は 1,154 トンで、総届出排出量 1,255 トンの 91.9%に当たります。

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R3年度(トン)	県/国(%)
① トルエン	730	58.2	1.7	744	1.7
② 塩化メチレン	177	14.1	2.2	184	2.2
③ ノルマルーヘキサン	154	12.3	1.8	134	1.6
④ キシレン	64	5.1	0.3	54	0.3
⑤ 1-ブロモプロパン	28	2.2	2.4	27	2.1

届出排出量上位5物質とその量



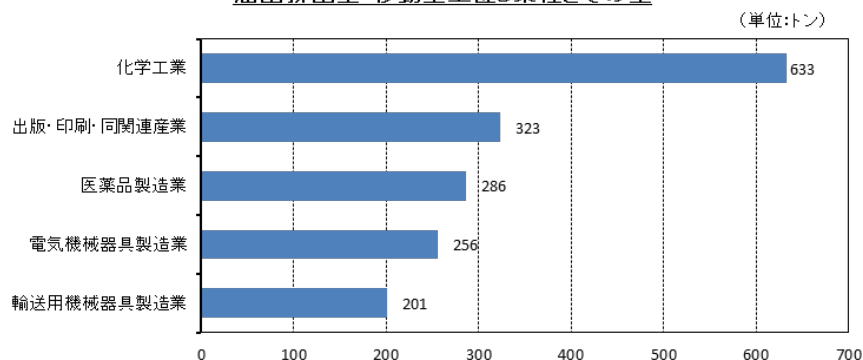
エ 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 1,699 トンで、総届出排出量・移動量 2,282 トンの 74.4%を占めます。

なお、製造業における届出排出量・移動量の合計は 2,230 トンで、総届出排出量・移動量の 97.7%に当たります。

業 種	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R3年度(トン)	県/国(%)
① 化学工業	633	27.8	0.6	567	0.5
② 出版・印刷・同関連産業	323	14.1	4.4	299	3.7
③ 医薬品製造業	286	12.5	1.8	279	1.8
④ 電気機械器具製造業	256	11.2	1.6	293	1.6
⑤ 輸送用機械器具製造業	201	8.8	1.0	187	0.9

届出排出量・移動量上位5業種とその量

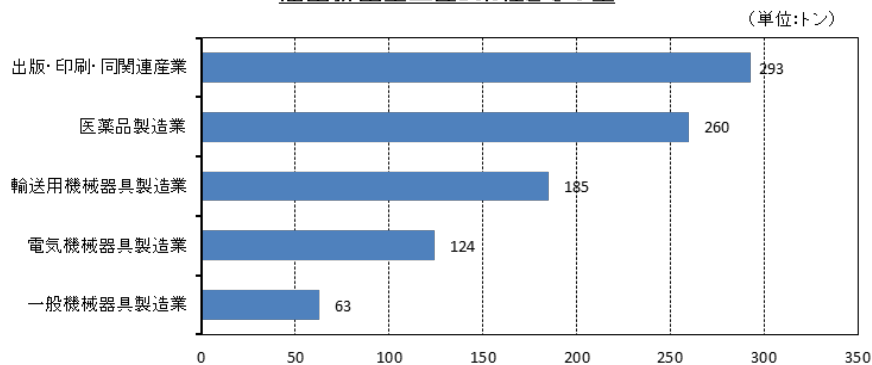


オ 業種別の届出排出量

届出排出量の多い上位 5 業種の合計は 925 トンで、総届出排出量 1,255 トンの 73.6%に当たります。

業 種	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R3年度(トン)	県/国(%)
① 出版・印刷・同関連産業	293	23.4	5.5	278	4.7
② 医薬品製造業	260	20.7	29.1	250	29.4
③ 輸送用機械器具製造業	185	14.7	1.1	172	1.0
④ 電気機械器具製造業	124	9.9	2.8	110	2.5
⑤ 一般機械器具製造業	63	5.0	0.9	65	0.9

届出排出量上位5業種とその量



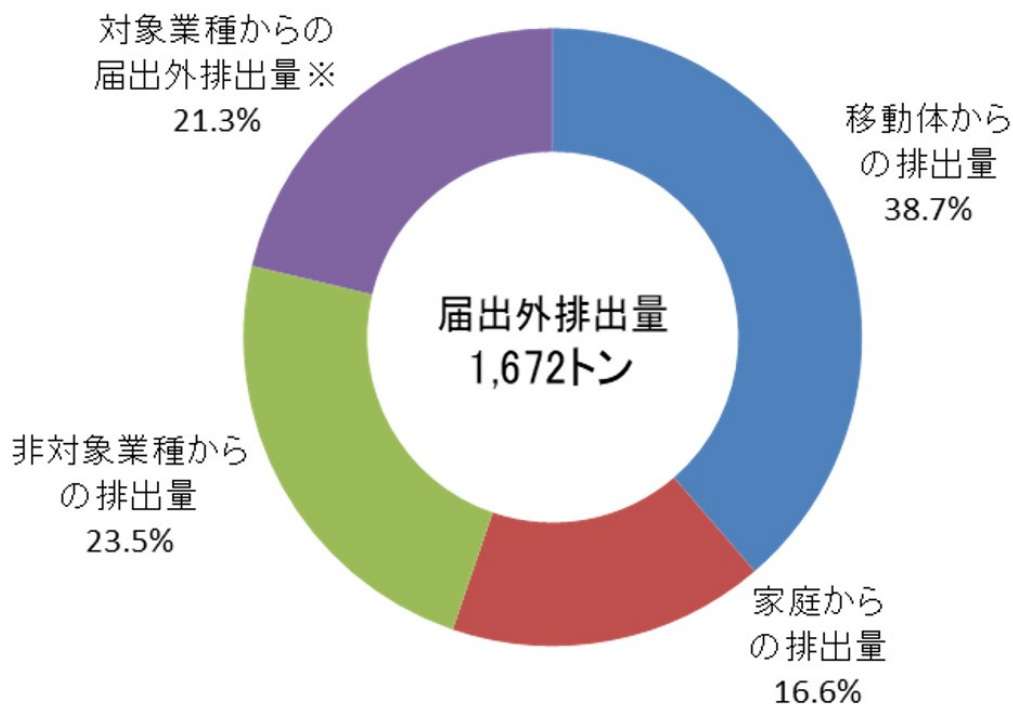
(3) 届出外排出量の集計結果

環境省及び経済産業省が推計を行なった本県の届出外排出量の合計は 1,672 トンです。

届出外排出量の種類	届出外排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R3年度(トン)	県/国(%)
① 移動体からの排出量	647	38.7	1.2	651	1.2
② 家庭からの排出量	277	16.6	0.9	297	0.9
③ 非対象業種からの排出量	392	23.5	0.6	389	0.6
④ 対象業種からの届出外排出量※	356	21.3	0.9	340	0.9

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

届出外排出量の構成

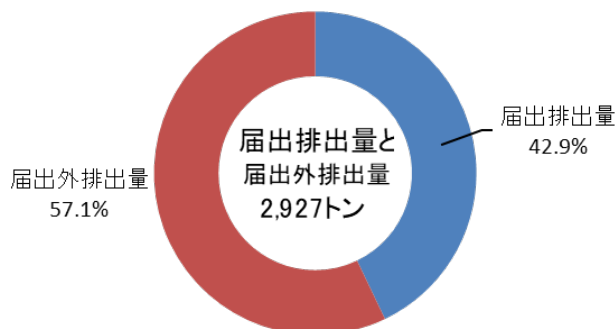


(4) 届出排出量と届出外排出量の合計

ア 届出排出量と届出外排出量の合計

排 出 量	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	R3年度(トン)	県/国(%)
届出排出量	1,255	42.9	1.0	1,254	1.0
届出外排出量	1,672	57.1	0.9	1,677	0.9
合計	2,927	-	0.9	2,931	0.9

届出排出量・届出外排出量の構成

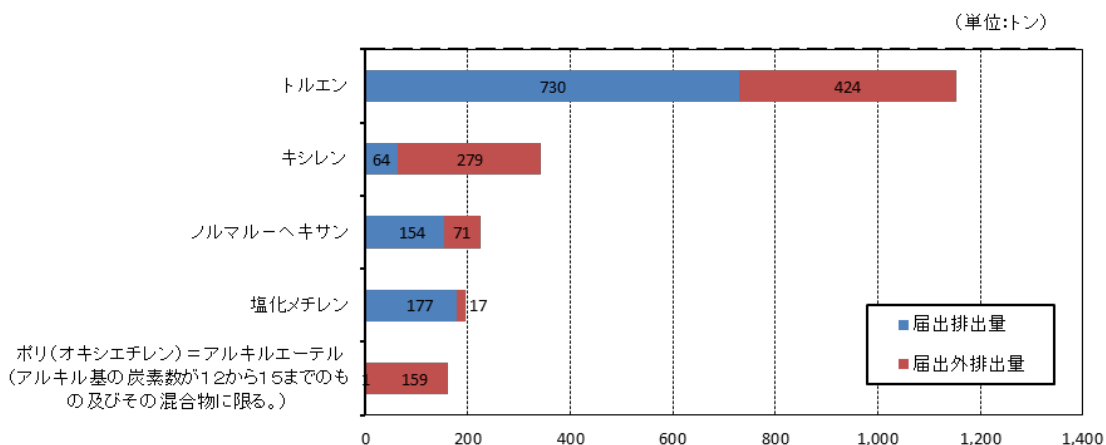


イ 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位 5 物質の合計は 2,078 トンで、全体の 71.0%に当たります。

物 質 名	届出排 出量	届出外 排出量	合計 排出量 (トン)	構成比 (%)	県/国 (%)	R3年度 合計排出量 (トン)	県/国 (%)
① トルエン	730	424	1,155	39.5	1.4	1,156	1.4
② キシレン	64	279	343	11.7	0.7	330	0.6
③ ノルマルーヘキサン	154	71	225	7.7	1.5	205	1.4
④ 塩化メチレン	177	17	194	6.6	1.9	201	1.9
⑤ ポリ(オキシエチレン)＝アルキル エーテル(アルキル基の炭素数が1 2から15までのもの及びその混合物 に限る。)	1	159	160	5.5	1.1	161	1.1

届出排出量・届出外排出量上位5物質とその排出量



(5) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量の集計結果

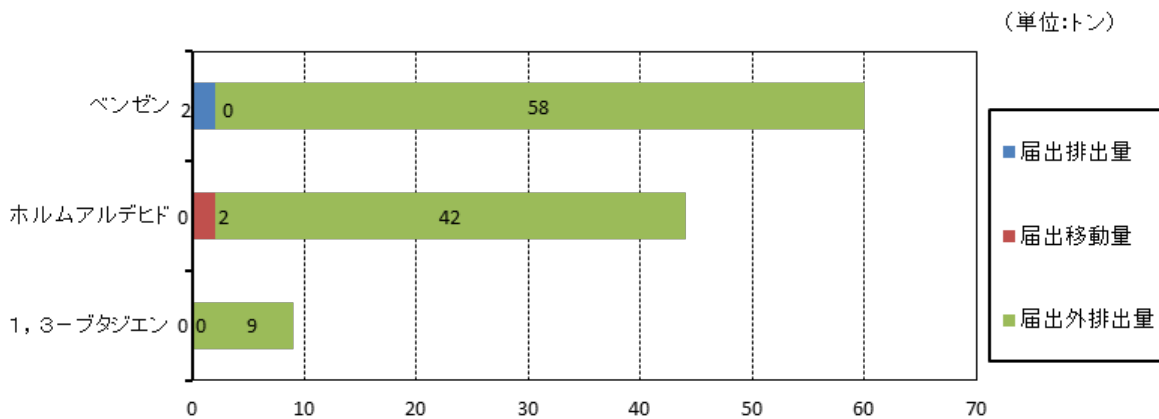
462 物質のうち、人に対して発がん性等が認められるものは特定第一種指定化学物質 (15 物質) に規定されており、ダイオキシン類を除く 14 物質の届出排出量・移動量の合計は 13 トン、届出外排出量の合計は 109 トン、総計は 122 トンです。

また、上位 3 物質の総計は 112 トンで、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量及び届出外排出量の 91.9%に当たります。

なお、ダイオキシン類の届出排出量・移動量及び届出外排出量の合計は 14.4g-TEQ です。

特定第一種化学物質	届出		届出外 排出量 (トン)	合計 (トン)	構成比 (%)	県/国 (%)	R3年度 届出・届出外 (トン)	県/国 (%)
	排出量 (トン)	移動量 (トン)						
① ベンゼン	2	0	58	60	49.0	0.9	61	0.9
② ホルムアルデヒド	0	2	42	44	35.7	0.6	42	0.6
③ 1,3-ブタジエン	0	0	9	9	7.2	0.9	9	0.9
ダイオキシン類	0.4 g-TEQ	13.7 g-TEQ	0.3 g-TEQ	14.4 g-TEQ	-	1.0	37.4 g-TEQ	2.3

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量
上位3物質とその量



※ 令和4年度PRTR公表結果に記載のある化学物質の主な用途

物質名	主な用途
トルエン	合成原料(合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ))
ノルマルーヘキサン	溶剤(重合用、接着剤、塗料、インキ)
ジクロロメタン (別名:塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤(重合用)、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤
ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料(フロン)、金属・ガラスの表面処理剤(エッチング剤)、半導
クロム及び三価クロム化合物	ステンレス鋼、メッキ、スーパーアロイ(超硬合金)、顔料、皮なめし剤
キシレン	合成原料(テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬)
1-ブロモプロパン	合成原料(医薬・農薬中間体)
ポリ(オキシエチレン)＝アルキル エーテル(アルキル基の炭素数が 12から15までのもの及びその混合 物に限る。)	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
ベンゼン (特定第一種指定化学物質)	合成原料(スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分
ホルムアルデヒド (特定第一種指定化学物質)	合成樹脂原料(フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、繊維処理剤、その他(消毒剤、一
1,3-ブタジエン (特定第一種指定化学物質)	合成樹脂原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料(ブタンジオール)
ダイオキシン類 (特定第一種指定化学物質)	非意図的生成物
トリクロロエチレン	溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、洗浄剤(脱脂、原毛用)、合成原料(代替フロン)、農薬(殺虫剤)
スチレン	合成樹脂原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、イオン交換樹脂)
エチルベンゼン	合成原料(スチレン)、溶剤
N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤(合成繊維、合成皮革、医薬品、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、ガス吸収剤
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤
ほう素化合物	電機・電子工業(液晶パネル、ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤
ジクロロベンゼン	有機溶媒・農薬・染料・顔料・医薬品
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	メッキ、電池、顔料、触媒、皮なめし、農薬、殺菌剤
ニッケル化合物	メッキ、ニッケル合金、電池、触媒
酢酸2-エトキシエチル (別名:エチレングリコールモノエチ ルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、インキ)
砒素及びその無機化合物 (特定第一種指定化学物質)	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	溶剤、合成原料(染料、顔料、医薬品、工業薬品)
アンチモン及びその化合物	樹脂難燃助剤、顔料、蓄電池、半導体、ガラス材料
ナフタレン	合成原料(染料、顔料、爆薬、滅菌剤、燃料)、合成樹脂原料
1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシブ ロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	硬化剤(ポリエステル系)、エポキシ樹脂改質剤、安定剤(難燃プラスチック)、その他(エポキシ系樹脂の主剤)
メチルナフタレン	合成原料(染料、熱媒油)、溶剤(農薬分散用)
トリレンジイソシアネート	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
二アクリル酸ヘキサメチレン	架橋剤(合成ゴム、プラスチック)
ビス(1-メチル-1-フェニルエチ ル)＝ペルオキシド	重合開始剤(合成樹脂)、架橋剤(合成ゴム)
マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池、磁性材料、脱酸素剤、酸化剤
メチレンビス(4, 1-フェニレン)＝ ジイソシアネート	合成樹脂原料(ウレタンエラストマー)
1-ブロモプロパン	医薬・農薬原料 製造
ジメチルアミン	合成原料(加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、医薬品、界面活性剤、溶剤)
ジシクロペンタジエン	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)
臭素	農薬、プラスチック、化学合成繊維の難燃剤、工業薬品(臭化物)
亜鉛の水溶性化合物	メッキ加工、染料、農薬、活性化剤

※ 順番は「概要」及び「地域別集計」(中北、峡東、峡南、富士・東部)で登場した順になっています。